

高知工業高等専門学校名誉教授の称号授与規則

制 定 昭和46年 5月31日
一部改正 平成26年 6月20日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号は、学校教育法第106条及び第123条の規程に基づき、この規則の定めるところによって授与する。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教授として通算10年以上勤務した者であって、教育上又は学術上の功績があった者
- (2) 前号の勤務年数には達しないが、本校の教授として、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

(勤務年数の通算)

第3条 本校の教授として5年以上勤務した者については、次の各号に掲げる勤務年数を第2条第1号の勤務年数に通算することができる。

- (1) 本校の准教授又は専任講師としての勤務年数は、その2分の1の期間
- (2) 本校以外の高等専門学校、大学（短期大学を含む。）及び大学共同利用機関において、教授として勤務した期間にあつてはその期間、准教授又は専任講師として勤務した期間にあつては、その2分の1の期間
- (3) 相当程度の規模を有する研究機関において、当該専門分野の研究に従事していた在職期間は、その2分の1の期間

(選考の手続)

第4条 第2条の規定に該当する者があるときは、当該学科長が、その者の略歴書及び功績調書を作成し、校長に推薦するものとする。

2 校長は、前項による推薦があつたときは、運営会議に諮り、その意見を参考として適否を決定する。

(辞令書の交付)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付をもって行う。

(運用等)

第6条 この規則の運用等については、別にこれを定める。

附 則

この規則は、昭和46年5月31日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年3月18日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月6日から施行し、平成11年4月1日から適用する

附 則

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行し、この規則施行の日以前に本校を退職した者についても適用する。
- 2 前項の適用の場合において、名誉教授の称号を授与することとなったときは、この規則の施行日以降において、名誉教授の称号を授与するものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月20日から施行し、平成19年12月26日から適用する。